

7乙保環第82号の2  
平成28年5月19日

株式会社京都衛生開発公社  
代表取締役 高橋信吾 様

京都府乙訓保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 1 産業廃棄物処理施設設置等の目的  
産業廃棄物収集運搬業について、従来の「積替え保管なし」から「積替え保管あり」に変更する。  
飲食店等から収集したビルピット汚泥（し尿の混入しているものは除く。）を積替え又は保管するために、積替え保管施設を設置する。
- 2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所  
京都市向日市森本町高田31番、31番1
- 3 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類  
収集運搬業（積替え保管）  
汚泥（厨房系有機性汚泥（し尿の混入しているものは除く。））
- 4 事業計画書提出年月日  
平成28年2月9日

担当	環境衛生室環境担当
電話	075-933-1341